

基準総則

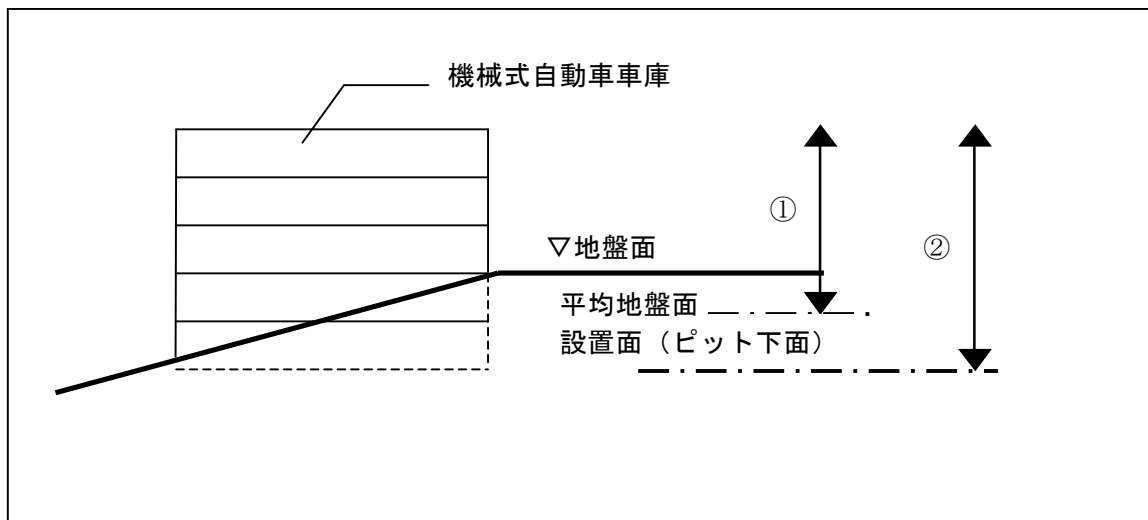
機械式自動車車庫、高さ、建築物
法第2条

機械式自動車車庫の高さのとり方について

平成16年秋期部会

屋根のない機械式自動車車庫について、次に該当するものは建築物として取り扱う。

設置面(ピット下面)からの高さ②が8mを超えるものは建築物として取り扱う。
なお、建築物としての高さは平均地盤面からの高さ①とする。



<参考>

昭和59年5月9日東住指発第143号